

第3期新庄障がい者福祉計画

令和3年度～8年度

第6期新庄村障がい福祉計画

第2期新庄村障がい児福祉計画

令和3年度～5年度

令和3年3月

新 庄 村

目 次

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	2
5 計画の策定方法	2
6 対象者の定義	2
第2節 障がいのある人を取り巻く状況	3
1 障がい者の現状	3

第2章 施策の方向

第1節 計画の基本理念	5
第2節 計画の体系	6

第3章 施策の方向

第1節 差別の解消・権利擁護	7
第2節 生活支援	8
第3節 生活環境	10
第4節 安心・安全	10
第5節 教育、文化芸術活動・スポーツ振興	11
第6節 雇用・就業、経済的自立	13
第7節 保険・医療	14
第8節 情報・コミュニケーション	15

第4章 協働による計画の推進

1 計画の周知	15
2 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進	15
3 計画推進体制の整備	16

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 計画の基本的な考え方	17
1 計画の策定	18
2 計画の性格	18
4 計画の期間	18
第2節 成果目標の設定	18
1 第6期障がい福祉計画の成果目標	18
2 第2期障がい児福祉計画の成果目標	20
第3節 障がい福祉サービス等の見込み	23
1 障がい福祉サービス等の見込量	23
2 障がい児通所支援等の見込量	30
第4節 地域生活支援事業の推進	32
1 地域生活支援サービス等の見込量	32
第6章 計画の推進・点検・評価	
1 計画の推進体制	34
2 総合的な福祉施策の推進	34
3 自立支援協議会	34
4 国・県・近隣自治体との連携	34
5 PDCA サイクルによる進行管理と点検・評価	35

新庄村障がい者福祉計画

第3期計画《令和3年度～令和8年度》

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、障害者基本法の形成、障害者総合支援法や障害者差別解消法の公布等が進むなど新たな法制度が整えられています。そうした中、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、市町村は厚生労働大臣の定める基本方針に即して、障がい福祉計画を制度の改変等に併せて計画内容の充実を図っていくことが求められています。村では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成18年4月の第1期新庄村障がい福祉計画の策定以来、通算5期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。新庄村障がい福祉計画は1期を3年とし、社会情勢の動向に合わせて計画の改正を行ってきました。この計画に合わせ、中長期的な障がい福祉のサービスを見直すため、1期を6年とする新庄村障がい者福祉計画を平成21年度に策定しています。第2期となる同計画が令和2年度に計画期間が満了となることから、この間の取り組みを点検・評価し、令和3年度から令和5年度末に向けて「新庄村障がい福祉計画・新庄村障がい児福祉計画」を、令和3年度から令和8年度末に向けて「新庄村障がい者福祉計画」の見直しを行っていく必要があります。見込量等の実績や障がいのある人の意向を踏まえたうえで、障がい施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第6期新庄村障がい福祉計画及び第2期新庄村障がい児福祉計画」、「第3期新庄村障がい者福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

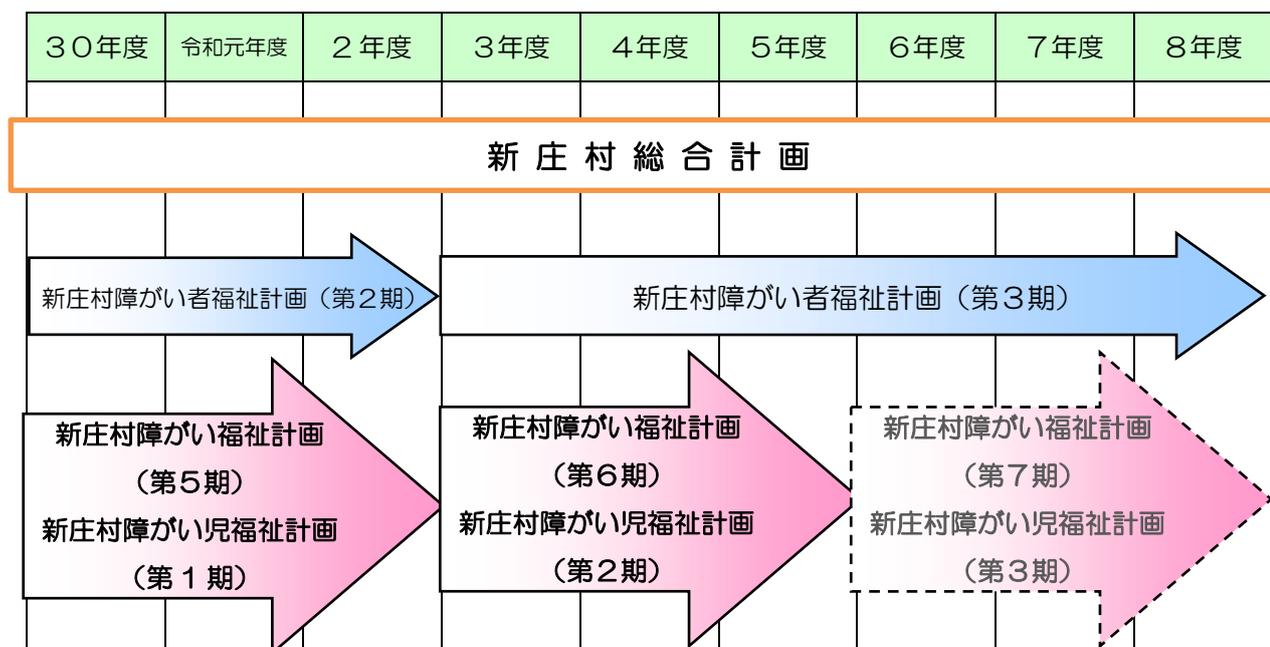
第3期新庄村障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、今後の障がい施策について、中期的な視点で総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画です。

3 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」及び岡山県の「第6期岡山県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」をふまえるとともに、村の上位計画である「新庄村総合計画」等との整合性を図り他の福祉計画との整合を図っていきます。

4 計画の期間

第3期新庄村障がい者福祉計画は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、第6期新庄村障がい福祉計画及び第2期新庄村障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、役場窓口や福祉施設に本計画書（素案）を置き、住民からの幅広い意見を求めるとともに、障がい者—ビス受給者家族からのヒアリングを実施し、関係各課との連携を行い計画策定を行いました。

6 対象者の定義

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象としていきます。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」のうち18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がい者を含む）

【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

第2節 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がい者の現状

(1) 人口の推移

平成22年～令和2年度までの国勢調査及び住民基本台帳の人口推移をみると、減少傾向は続いています。また、年齢3区分別にみると、平成27年以降、年少人口（0～14歳）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）・高齢者人口（65歳以上）が減少傾向となっています。ただ、人口比率から高齢化の進展がうかがえます。

単位：人、%

	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和1年	令和2年
総人口	1019	957	866	841	815	806
年少人口 (0～14歳)	132	115	97	96	96	97
比率	13.0	12.0	11.2	11.4	11.8	12.0
生産年齢人口(15～64歳)	498	462	407	391	376	360
比率	48.9	48.3	47.0	46.5	46.1	44.7
老年人口 (65歳以上)	389	380	362	354	343	349
比率	38.1	39.7	41.8	42.1	42.1	43.3
世帯数	358	342	330	378	377	381

資料 平成17年～平成27年 国勢調査

平成30年～令和2年は流動人口調査（10月1日現在）

(2) 障がい者（児）の状況

障がい者の現状を手帳保持者の状況からみると、全手帳共に減少傾向となっています令和2年10月1日現在、54名の方が手帳を所持していますが、これは新庄村の人口の6.7%にあたります。

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
1 身体障がい者手帳保持者	53	49	44	41	43	43
2 療育手帳保持者	6	6	6	5	5	5
3 精神障がい者保健福祉手帳保持者	0	0	0	0	0	0
4 自立支援受給者証保持者	8	9	10	8	8	6
合計	67	64	60	54	56	54

(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳保持者は令和2年10月1日現在43名となっています。手帳保持者のうち88.3%は65歳以上の高齢者の方となっている障がい者の高齢化が課題です。

身体障がい者手帳保持者数及び割合（年齢別）

	令和2年10月1日現在
0～17歳	0人（0%）
18～64歳	5人（11.6%）
65歳以上	38人（84.0%）
手帳所持者合計	43人

身体障がい者手帳保持者数及び割合（種別）

	令和2年10月1日現在
1種	19人（44.2%）
2種	24人（55.8%）
手帳所持者合計	43人

身体障がい者手帳の交付者を等級別にみると、1級・2級の重度の方が34.9%と、全体の約1/3を占めています。

身体障がい者手帳保持者数及び割合（等級別）

	令和2年10月1日現在
1級	12人（27.9%）
2級	3人（7.0%）
3級	8人（18.6%）
4級	12人（27.9%）
5級	6人（14.0%）
6級	2人（4.6%）
合計	43人

身体障がい者手帳の交付者を障がい状況別にみると、「肢体不自由」が55.8%と最も多く、次いで、「内部障がい」が27.9%、「聴覚平衡機能障がい」が9.3%となっています。

身体障がい者手帳保持者数及び割合（障がい状況別）

	令和2年10月1日現在
視覚障がい	3人（7.0%）
聴覚平衡機能障がい	4人（9.3%）
肢体不自由	24人（55.8%）
内部障がい	12人（27.9%）
合計	43人

(4) 知的障がい者の状況

療育手帳保持者は令和2年10月1日現在6名となっています。

療育手帳保持者（障がい程度別）

	令和2年10月1日現在
最重度（㉠）	1人
重度（A）	0人
中度（㉡）	1人
軽度（B）	3人
合計	5人

(5) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は令和2年10月1日現在いません。

(6) 特定疾病等医療付帯療養交通費申請の状況

特定疾病等医療付帯療養交通費の申請者数は令和2年10月1日現在6名となっています。

特定疾病等医療付帯療養交通費申請者（年齢別）

	令和2年10月1日現在
0～17歳	3人
18～64歳	2人
65歳以上	1人
合計	6人

第2章 施策の方向

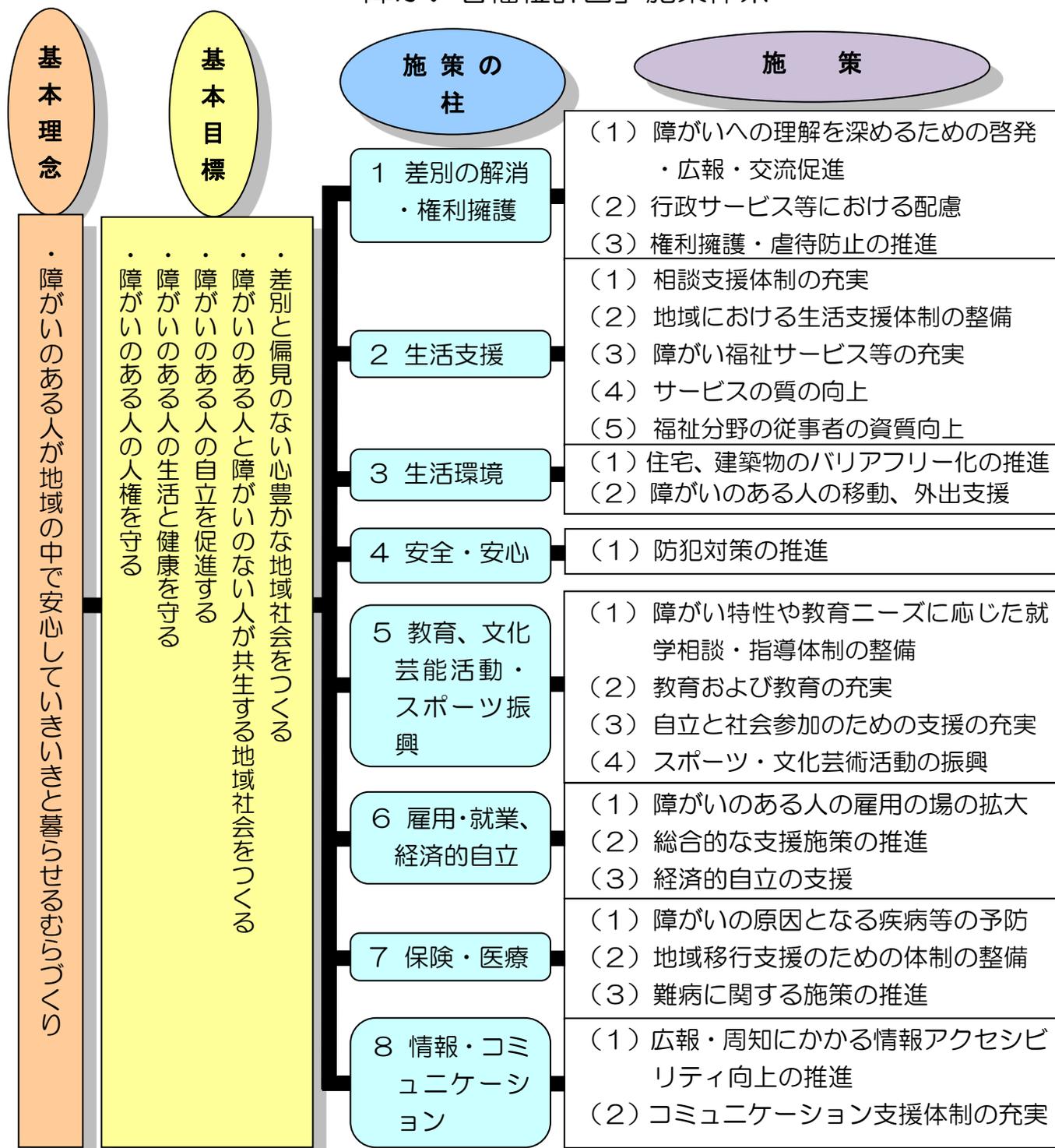
第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第2次新庄村障がい者計画の基本理念である「障がいのある人が地域の中で安心していきいきと暮らせる村づくり」を継続し今後も、障がいのある人が地域において自立し、積極的に社会参加することができ、その能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指しています。

第2節 計画の体系

「障がいのある人が地域の中で安心していきいきと暮らせるむらづくり」のさらなる充実を達成するため、以下の体系に基づき推進します。

「障がい者福祉計画」施策体系



第3章 計画の内容

第1節 差別の解消・権利擁護

障がいのある人の人権・人格はもとより、個人が自己選択と自己決定の下、主体的に選択することを尊重します。

主要施策

(1) 障がいへの理解を深めるための啓発・広報・交流促進。

① 人権啓発の推進

障がいがあることを理由とした差別や権利侵害の禁止や、障がいによる制限や制約をなくすための配慮を行うことについて、村内に周知を徹底し障がいのある人の権利を擁護する取り組みを推進します。

② 発達障がい等についての啓発

発達障がいや高次機能障がい、難病などは法改正により対象が拡大された障がいであり、村民の理解や認識のために広く周知する必要があります。また、障がいに対する正しい知識の普及と理解促進に努めます。

③ 広報活動の推進

「障がい」や「障がいのある人」に対する正しい理解と認識が得られるよう、教育機関での人権学習や、国・県の実施する「障害者週間」などさまざまなイベントをはじめとする事業について、広報・啓発活動の拡充に努め、ノーマライゼーションの理念の定着を図ります。

④ 障がいのある人とない人の交流の促進

障がいのある人とない人とが相互に理解を深めるため、障がいのある人が各種のスポーツ、レクリエーション、文化活動などのイベントへ参加するための配慮を行います。また、障がい者団体、障がい者施設、ボランティア団体等の取り組みを支援し、よりいっそうの交流活動の促進を図ります。

(2) 行政サービス等における配慮

障がい者福祉行政に対する共通の理解と認識のもと、全庁的な体制で障がい者福祉施策の推進を図るため、「障がい」や「障がいのある人」についての知識の習得と理解を深めるとともに、相談支援の充実にも努めます。また、各種相談事業や窓口について村民に周知を図るとともに窓口等での配慮の徹底を図ります。

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

① 権利擁護関連制度の利用促進

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者の財産と生活を守る青年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護関連制度について、関係機関と連携して制度の促進に努めます。

② 虐待防止の推進

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待に関する相談および通報を受け付け、必要な対応をとるとともに、障がいのある人の虐待防止・早期発見・早期対応に努めます。

③ 適切な情報提供と障がいに配慮した情報発信

各種制度や保健福祉サービス、行事などの情報について村民にわかりやすく適切に伝えていき、情報提供の充実を図ります。また、広報誌等を利用し多くの村民へ情報を提供できるように図ります。

第2節 生活支援

障がいのある人が自己選択と自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らすために、相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスに対する情報提供を行い、障がいのある人が主体的に必要なサービスを提供できるような環境づくりに努めます。

主要施策

(1) 相談支援体制の拡充

① 相談窓口の機能強化

障がいのある人やその家族が抱える様々な相談事に対して、敵背につい対応できる相談体制整備を目指すため住民福祉課窓口の機能強化に努めます。

また、民生委員・児童委員及び身体・知的障がい者相談員による地域でのきめこまやかな相談支援の実施に努めます。

② 相談支援体制の確率

真庭地域自立支援協議会と連携を強化し相談支援システムの充実を図ります。

③ 自立支援協議会の充実

真庭地域自立支援協議会との連携をいっそう充実させ、就労支援、生活支援、子ども子育て支援の充実を図ります。

④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

真庭地域自立支援協議会の「子ども子育て支援部会」の活用等により、関係機関が連携を図れるよう協議を行っていきます。

(2) 地域における生活支援体制の整備

① 地域ケア体制の整備

障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、村と地域住民、福祉サービス事業所等との連携による総合的な地域ケア体制の整備を行うとともに、各種関係機関とのネットワークの強化に努めます。

② ボランティア支援体制の整備

障がいのある人の社会参加と自立を地域で支援していくため、村社会福祉協議会と連携しながら、地域住民のボランティア意識の向上及びボランティアの育成に努めます。

また、村内のボランティア団体、企業等の社会貢献活動に関する情報交換や連携のもと、障がいのある人への地域での支援体制の整備をめざします。

(3) 障がい福祉サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

障がい者のニーズに応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。未実施のサービスについては利用者サービス提供事業所と協議し充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

サービス提供事業外の連携を進めつつ、共同生活援助サービスの丁寧な情報提供を行います。

③ 居住系サービスの充実

地域生活への移行が困難な障がい者に対して、居住空間の提供が行われるよう、引き続き施設入所支援を進めます。

④ 障がい児支援の充実

障がいのある児童及びその家族に対して、早期から一貫した効果的な支援を地域提供を行います。

また、必要に応じて、指導監査の実施や自己評価制度及び第三者評価制度導入の働きかけを行うなど、障がい福祉サービス提供事業所の健全な運営の促進に努めます。

(4) サービスの質の向上

障がい福祉サービス提供事業所の健全な運営の促進に協力していきます。

(5) 福祉分野の従事者の資質向上

障がいがあることを理由とした差別や権利侵害の禁止や、障がいによる制限や制約をなくすための配慮を行うことについて、村内に周知を徹底し障がいのある人の権利を擁護する取り組みを推進します。民生委員・児童委員と協力し、障がい者等を地域で支え合うことのできる仕組み作りを進めていきます。

第3節 生活環境

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備が不可欠です。「高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に沿って、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進する必要があります。

主要施策

(1) 住宅、建築物のユニバーサルデザイン化の推進

障がいのある人だけでなく高齢者、妊婦や子ども連れの人など多くの方が使いやすい住環境で生活が送れるよう、施設の整備や住宅改造に関する事例の情報提供、改造費用の助成事業の周知啓蒙の強化に努めます。

(2) 障がいのある人の移動・外出支援

障がいのある人が外出の際に必要な支援を受けるため、地域支援事業とうにより、気軽に利用できる移動支援サービスの充実を図ります。

また、肢体不自由や視覚障がい党の特性により移動または利用が困難である道路や公共設備等を把握し、関係機関と連携して改善のための手段を検討します。

第4節 安心・安全

障がいのある人が地域で安心・安全に生活することができるよう、障がい特製により巻き込まれやすい犯罪やトラブル等を未然に防ぐための注意を促し、相談体制の整備を図ることが重要です。

また、障がい特性に配慮した、非常時の適切な対応を講じる必要があります。

主要施策

(1) 防犯対策の推進

①地域住民を中心とした共助、見守り支援体制の構築

一人暮らしや高齢の障がいのある人などの安全・安否確認のため、村社会福祉協議会との連携を強化し、地域住民を中心とした助けあち、見守り支援体制の構築に努めます。

②消費者トラブル等の防止及び被害からの救済

障がいのある人が巻き込まれやすい消費者トラブル等に関する情報を収集し、積極的な発信を行います。また、その被害からの救済に対して必要な情報提供を行い、地域の多様な機関と連携して、消費者トラブル等の早期発見及び救済支援を図ります。

(2) 防災対策の推進

①災害時に備えた体制づくり

障がい特性により災害発生時に避難誘導や安全確保の支援が特に必要な人について、区長や民生委員・児童委員と協働し、地域の自主防災組織の強化を図り、支援体制及び連絡体制の確立に努めます。

②障がいのある人に配慮した避難場所の確保

災害発生時における障がいのある人の避難場所の確保に努めます。

第5節 教育、文化芸術活動・スポーツ振興

障がいの有無にかかわらず、子どもたちに自分らしく生きていく力が身につくよう、ライフステージに応じた継続的な支援を行う必要があります。障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた、適切な相談体制や教育体制を整備するとともに、学校卒業後も支援が継続されるよう、関係機関との連携を図っていくことが重要です。

また、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努め、生きがいづくりの充実を目指します。

主要施策

(1) 障がい特性や教育ニーズに応じた就学相談・指導体制の整備

①一貫した相談支援体制の整備

障がいのある児童が、できる限り身近な地域の中で一人ひとりの状況に応じた保育や教育が受け入れられるよう、特別支援学校や地域の学校（特別支援学級を含む）への就学に向けた早期からの就学相談・指導の充実を図るとともに、保育所、小・

中学校の一貫した相談体制の充実に努めます。

②障がいの早期発見・早期療育のための環境づくり

療育が必要な児童が早期に適切な支援を受けることができるよう、臨床心理士等の専門員による巡回相談を実施し、医療・保健・福祉・教育等との連携のもと、必要に応じ適切なサービスや機関等につながるよう、相談や助言を行います。

また、発達障がいを含めた様々な障がいの情報を広く周知し、保護者の理解を深めることで円滑な支援のための環境づくりを行います。

(2) 療育及び教育の充実

①地域療育支援の推進

就学前の障がいのある幼児の健やかな発達を支援するため、保護者の意向や情報と取り扱いに配慮しながら、必要に応じて通所支援サービス事業所や療育機関、医療機関等の利用を進めるなど、地域における療育の推進に努めます。

②障がい児保育の充実

臨床心理士や療育専門保育士による指導や助言を通して、保育に携わる全ての保育士の資質向上をめざし、障がい児保育の充実・推進に努めます。

③教育ニーズに応じた適切な支援の充実

障がいのある児童の発達の適応の状況等に応じて、児童やその保護者の意思を尊重しながら、通常の学級・特別支援学級・特別支援学校の学びの場や通所支援サービスを柔軟な体制で提供できるよう努めます。

④特別支援教育の充実

通常の学級の中で、特別な教育的支援を必要とする児童に対して、効果的な教育活動を提供できるよう、小・中学校の特別支援教育コーディネーターや教職員間との連携を強化するとともに、社会資源や巡回相談を活用しながら、特別支援教育の充実に努めます。

(3) 自立と社会参加のための支援の充実

障がいのある児童の将来の就労を見据え、村と特別支援学校、職業訓練校、障がい福祉サービス提供機関等との連携のもと、自立と社会参加を支援するための環境の整備・充実に努めるとともに、必要な情報提供及び進路相談の充実に努めます。

(4) スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が自らの能力を伸ばし、生活の質を高めることができるよう、障がいのある人の利用に配慮したスポーツ、文化施設の整備に努め、各種の障がい者ス

スポーツ・レクリエーション・文化活動を支援します。
また、障がいのある人を支援するボランティア体制の整備に努めます。

第6節 雇用・就業、経済的自立

障がいのある人が地域で生活していくためには、就労意欲のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労と定着のための総合的な支援を行う必要があります。あわせて経済的負担を軽減し、経済的な自立を支援するため、年金等の受給や各種助成制度の活用を推進する必要があります。

主要施策

(1) 障がいのある人の雇用の場の拡大

①事業主等への周知・啓発

村内事業所に対して、法的雇用率の遵守やトライアル雇用制度等の各種雇用支援制度の周知に努めます。

②障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

村では、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めています。障がい者就労施設等が供給する物品等を優先的に調達することにより、福祉的就労の底上げを図ります。

(2) 総合的な支援施策の推進

①就労に関する相談支援体制の充実

ハローワークや相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター等との連携を深め、就労と生活の総合的な支援を行う体制を強化することにより、就職への支援、就職後のきめ細かい相談や指導を行い、就労の促進と定着化を図ります。

(3) 経済的自立の支援

①各種年金・医療費助成制度の広報・周知

障がいのある人が利用できる特別障害者手当、障害児福祉手当などの各種障害者手当制度や障害基礎年金などの各種公的年金性などの広報・周知及び手続きに関する相談を行うことで、障がいのある人の生活の経済的な安定を図ります。

また、自立支援医療制度（厚生医療、精心通院医療）や重度心身障がい者（児）医療費助成制度などの各種助成制度の広報・周知に努めます。

②各種障がい者補助制度の広報・周知

障がいのある人の経済的な負担軽減の支援策として、住民税、所得税等の減免制度、NHK放送受信料金、公共施設の利用料などの割引制度など、障がいのある人に対

する各種割引制度等の広報・周知及び手続きに関する相談等を行います。
また、生活環境等の改善を支援するための各種補助制度や融資制度等の広報・周知に努めます。

第7節 保険・医療

各種検診や健康相談の充実を図ることにより、障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、医療機関との連携を「図り、リハビリテーション等の体制を強化することが必要です。

また、健康診査や健康相談事業に取り組み、障がいの早期発見に努めており、今後も引き続き各種保険事業を推進していく必要があります。

主要施策

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

①障がいの早期発見のための健康診査、指導

障がいの要因となる疾患について、早期に医療機関の受診につながるよう、妊婦健康診査、乳幼児、児童・生徒への健康診査、成人への健康診査や訪問指導等を実施します。

また、発達障がいの早期発見のため、発達に関する相談を受け、必要に応じて医療機関への受診の勧奨、障がい児通所支援等に関する情報提供や相談支援事業所の紹介を行います。

②健康づくり意識の普及啓発

生活習慣病を要因とする生涯の発生の予防及び障がいのある人自らによる病気の予防、健康づくりの支援を図るため、健康教室等の機会を通して、正しい知識の普及啓発に努めます。

(2) 地域以降支援のための連携体制の整備

精神に障がいのある人が地域生活へ円滑に移行することができるよう、利用できる福祉サービスや制度を周知し、保健・医療・福祉が幅広く連携した一体的な支援を行うことでサービスの提供体制を図ります。

また、精神に障がいのある人の人権に配慮しつつ、住民に対する正しい精神保健知識の理解や普及啓発に努めます。

(3) 難病に関する施策の推進

難病患者を対象とした相談支援体制を整備するとともに、必要な障がい福祉サービス等の提供を行います。

また、保健・医療と十分に連携し、難病に対する正しい知識の普及を目的とした情

報発信に積極的に取り組みます。

第8節 情報・コミュニケーション

障がいのある人が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手することが必要です。それぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の核を薦めていくことが重要な課題となっています。

また、障がいのある人に対するコミュニケーション支援として、手話や要約筆記に対応できる人材育成に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。

主要施策

(1) 広報・周知に係る情報アクセシビリティ向上の推進

障がいのある人に必要な情報を発信するため、適切な手段により広報を行うとともに、村のホームページ等の活用においては、障がいのある人等の利用に配慮した内容の提供や、大きな文字を使用するなど、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

①聴覚障がいのある人や言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕者等の活用を推進するとともに、これらの派遣体制の充実を図ります。また、意思伝達装置などの補装具及び日常生活用具の利用を促進します。

②聴覚に障がいにある人のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕者要請講座を開催するなど、手話に対応できる人材の育成を図ります。

第4章 協働による計画の推進

1 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障がい及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をされあに高めていく必要があります。

本計画について、広く一般に周知し、障がいのある人及びその家族や地域の住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

2 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進

障がいのある人をはじめ村民の誰もが暮らしやすいむらを実現していくためには、地域

において日常的に住民相互による支えあいの活動が行われることが求められます。このため、村民、障がい者団体及び関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、障がい福祉サービス事業者等と村が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って連携を強化していくことが重要です。

(1) 共にささえあう活動の推進

障がいのある人やその家族介助者の生活支援に対するニーズは、それぞれの障がいの特性や環境によって多様であり、公的サービスだけではきめ細かに対応できるものではありません。

このため、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化しながら既存のボランティア団体等への支援を図るとともに、地域福祉活動への住民の参加意欲を高め、地域や組織の主体性を尊重しながら、新たな活動の育成や活性化を支援します。

(2) 障がい者による活動の支援

障がいのある人の自立と社会参加のためには、障がいのある人やその家族が自立性や積極性を強く持ち、自ら地域に働きかけていく主体的な活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、関係機関との密接な連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実などを通じて障がいのある人やその家族の主体的な活動を支援します。

(3) 地域ネットワークの強化

地域には少人数による活動から団体としての組織的な活動等、さまざまな分野での自主的な活動が展開されます。

これらの社会資源が十分に活用され、障がいのある人をはじめ、支援を必要とする地域住民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとともに、全村的な視野に立って、総合的な活動拠点の設置のもとに諸活動相互の連携強化を図りながら重層的な支援のネットワークづくりに取り組みます。

3 計画推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的で効率的な推進を図ります。

新庄村障がい福祉計画

第6期計画《令和3年度～令和5年度》

新庄村障がい児福祉計画

第2期計画《令和3年度～令和5年度》

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画の策定

村では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成18年4月の第1期新庄村障がい福祉計画策定依頼、3年ごとに計画を見直し、通算5期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。また第5期障がい福祉計画からは、障がい児福祉計画の策定を同時に行っています。

このたび、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の計画期間が終了するため、令和3年度から令和5年度末に向けて、これまでの実績を踏まえサービス利用等の見込み量及び確保策を定めた「第6期新庄村障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

第6期新庄村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として第2期新庄村障がい児福祉計画も一体的に策定します。今後、村が進めていく障がいのある人の生活全般にかかる施策の方向性（指針）及び目標を定めたものです。

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年とします。また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2節 成果目標の設定

これまでの計画の実績や国の基本方針、本村の実情を踏まえ、令和5年度末の成果目標を次のとおり設定します。

1 第6期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針

- ・令和5年度末時点において、令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活に移行
- ・令和5年度末時点の入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

目標設定の考え方

- ・国の基本方針に基づいて、6%以上を地域生活に移行とすべき本計画では、本村の実情を考慮し、地域生活移行人数を1人と推計する。
- ・国の基本方針に基づいて、1.6%以上を削減すべき本計画では、本村の実情を考慮し、削減数は、2人とする。

項目	数値	備考
施設入所者数	1人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度の地域生活移行者数	1人	施設入所者からグループホーム等へ移行見込み
令和5年度の削減見込み	0人	削減見込み人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針

- ・令和2年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ※複数市町村による設置も可能

目標設定の考え方

近隣市町とも協議し、保険・医療・福祉関係者による協議の場を開催することを目指します。

項目	数値	備考
保険・医療・福祉関係者による協議の場	協議の開催	協議を行い必要なサービスについて検討を行う。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

令和5年度末までに各市町村または圏域等に、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備すること

目標設定の考え方

・国の基本方針に基づき、近隣市町と協議し、令和5年度末までに1個所の設置を目指します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	設置	令和5年度末までに拠点の設置、運用についての協議を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針

・令和5度において、一般就労に移行する人の数が、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
・令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数が、令和元年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

目標設定の考え方

- ・第5期障がい福祉計画において、福祉施設から一般就労への移行目標を1人としていましたが、実績は0人でした。本村では第5期計画と同じ目標値（1人）とします。
- ・第5期障がい福祉計画において、就労移行支援事業の利用者数の目標を1人としていましたが、実績は0人でした。本村では第5期計画と同じ目標値（1人）とします。
- ・当村の実情を踏まえ、就労定着率についての目標値は定めませんが、新規の就労があった場合には定着率の通知の設定を行います。

項目	数 値	備 考
一般就労移行者数	0人	令和元度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の年間一般就労移行者数	1人	施設入所者からグループホーム等へ移行見込み
就労移行支援事業利用者数	0人	令和元度末時点における就労移行支援事業の利用者数
令和5年度末の就労移行支援事業利用者数	1人	就労移行支援事業を利用するものの数
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	—	令和4年、5年度における職場定着率

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本方針

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1個所設置することを基本とする。
※圏域での設置可。

目標設定の考え方

現在村内にニーズがありませんが、近隣市町及び関係部局と協議し、1個所の設置に向け検討を行っていきます。

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	設置に向け検討	児童発達支援センターの設置に向けて検討を続けていく。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本方針

すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ※圏域での設置可

目標設定の考え方

近隣市町及び関係部局と協議し、体制の整備に向け検討を行っていきます。

項目	数値	備考
保育所施設訪問支援を利用できる体制の整備	整備に向け検討	保育所訪問支援の体制整備に向け検討を続けていく

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保する。 ※圏域での設置可

目標設定の考え方

近隣市町及び関係部局と連携を図り、支援体制を確保できるよう調整・協議を行っていく。

項目	数値	備考
重症心身障がい児を支援する体制の整備	支援体制の確保	支援体制の継続。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本方針

各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

目標設定の考え方

近隣市町及び関係部局と連携を図り、協議を行っていく。相談を受け、施設・医療機関へつなぐことができるようコーディネーターの配置を進める。

項目	数値	備考
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	協議の実施 コーディネータの配置	保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関による協議の実施。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化のための取組を実施できるよう、体制を確保する。 ※圏域での設置可

目標設定の考え方

近隣市町村と連携を図り、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化を行っていく。

項目	数値	備考
障がい児を支援する体制の整備	支援体制の確保	相談支援体制の充実のため、近隣市町村と調整を行う。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の基本方針

令和5年度末までに障がい福祉サービスの質を向上させるための取組ができるよう、体制を構築する。 ※圏域での設置可

目標設定の考え方

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、システム等による審査結果の共有を行い、サービスの質の向上を図る。

項目	数値	備考
障がい福祉サービスの質の向上のための取組	研修会への参加 情報共有	各種研修会への職員の参加、委託先との調整による情報共有。

第3節 障がい福祉サービス等の見込み

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

1 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービスの充実に努めます。また、今後予想されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事等の支援をします。
重度訪問介護	身体に重い障がいがある人に、ヘルパーが家を訪問して、入浴、排せつ、食事、外出時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいがあるために移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり常に介護が必要な人に、ヘルパーが安心して外出し活動できるよう支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて、生活ができるよう支援します。

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護 重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

本村では、第5期計画中には訪問系サービスの利用実績はありませんでした。

【第5期計画の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	人/月	0	0	0
行動援護 重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0

現在村内には訪問系サービス事業者はありません。

居宅介護においては、村内事業者に整備を働きかけることとし、また、近隣の事業者に対して、効率的なサービス提供や従事者確保を要請しサービス確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保証するため、日中活動系サービス及び短期入所事業について、充実に努めます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者の方に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生産能力の向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるようをめざし、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者や一定の年齢に達している障がい者に、雇用関係を結ばずに、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図るサービスです。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	4	2	4	3	4	3
	人日/月	74	30	74	35	74	35
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	66	61	66	61	66	66
療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)	人/月	3	0	3	0	3	0
	人日/月	24	0	24	0	24	0
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	3	3	3
	人日/月	35	35	35
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労継続支援(A型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労継続支援(B型)	人/月	3	3	3
	人日/月	66	66	66
就労定着支援 (新規事業)	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所(福祉型)	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。また、一定期間、定期的な巡回を行い適切な支援を行うサービスとして「自立生活援助」が新しく創設されました。

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がいのある方に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	4	4	4	4	4	3
施設入所支援	人/月	2	1	2	1	2	1

【第6期計画の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	4	4	4
施設入所支援	人/月	1	1	1

(4) 相談支援

障がいのある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、適切なサービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援等により、居宅でひとり暮らしをしている障がい者や、地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	9	1	9	1	9	1
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	1	1	1
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

2 障がい児通所支援等の見込量

児童福祉法の改正に伴い、市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。障がいのある子供に対して必要な療育が受けられるようサービス見込み量を次のように設定します。

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。合わせて、放課後等の居場所づくりを支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

【第1期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	4	4	4	10	4	3

保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	1	1	1	1	1	1

【第2期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	1	1	0
	人日/月	12	12	0
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	1	1	0

第4節 地域生活支援事業の推進

障がい者が自立した生活ができるよう、一人ひとりのそれぞれのライフスタイル合わせサービスが提供できるよう、次の事業を実施します。

1 地域生活支援サービス等の見込量

【サービスの内容】

《必須事業》

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう支援します。
相談支援事業	相談支援事業者を置き、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる費用について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいによって意思疎通に支障がある人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人の創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

《任意事業》

サービス名	サービスの内容
日常生活支援事業	障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう支援します。
自動車改造助成事業	相談支援事業者を置き、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。
福祉ホーム事業	低額な料金で入れる施設の生活費の助成を行います。
福祉車両購入助成事業	福祉車両を購入した場合に、費用の一部を助成します

【第6期計画の見込み】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
相談支援事業				
相談支援事業	実施個所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	利用件数(人/年)	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	利用件数(件/年)	0	0	1
自立生活支援用具	利用件数(件/年)	0	0	1
在宅療養等支援用具	利用件数(件/年)	0	0	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件/年)	0	0	1
排泄管理支援用具	利用件数(件/年)	3	3	3
居宅生活動作補助用具	利用件数(件/年)	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	登録人数(人/年)	0	0	1
移動支援事業	利用人数(人/年)	1	1	0
地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センター	設置個所数	0	0	1
	利用人数(人/年)	0	0	2
地域活動支援センター強化事業	実施の有無	無	無	無
その他の事業				
日中生活支援事業	利用人数(人/年)	1	1	1
日中一次支援事業	利用人数(人/年)	0	0	1
自動車改造助成事業	利用件数(件/年)	0	1	1
福祉ホーム事業	利用人数(人/年)	0	0	1
福祉車両購入助成事業	利用件数(件/年)	0	0	1

第6章 計画の推進・点検・評価

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉協議会、村内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるネットワークづくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 総合的な福祉施策の推進

障がい者が地域で生活を継続していくためには、地域で障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実が不可欠です。このためには自立支援協議会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員会、障がい者団体等の各種団体や、住民との共同を進め、各分野を超えたネットワークを構築していきます。

3 自立支援協議会

本村は「真庭地域自立支援協議会」に加入しており、障がい者が、住み慣れたむらで安心して自立した暮らしを送るための障がい者福祉に関するシステムづくりのため、指定相談支援事業所等との連携強化を行うことで、相談支援体制の充実を図り、相談支援の中から見えてくる個別のニーズを本村全体の問題として捉え、保険・医療・福祉・教育・就労などの関係者や、民生委員児童委員・ボランティア活動者など地域で障がい者を支えている方、さらには障がいのあるご本人やそのご家族等が協力し、創意工夫をこらしながら解決していくことができる地域自立支援協議会の実現をひきつづき目指します。

4 国・県・近隣自治体との連携

本計画の内容は、新庄村単独だけでは対応できないものも含まれています。「真庭地域自立支援協議会」をはじめ、近隣の自治体との連携、国・県の事業や制度の充実・支援が必要なことなど、より効果的な事業展開を図ることができるよう、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

5 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

